

## 社会医療法人博愛会における公的研究費の使用に関するコンプライアンス教育実施要領

### I. コンプライアンス教育の実施方法

#### 1. コンプライアンス教育の対象者

公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（非正規職員を含む）

#### 2. コンプライアンス教育の実施体制・実施方法

- ① コンプライアンス教育研修会を実施する。
- ② 各自でコンプライアンス教育用コンテンツ（動画・資料）を確認する。
- ③ コンプライアンス教育受講後、誓約書を提出させ、受講証明書を発行する。

#### 3. コンプライアンス教育の時期・回数

- ① 新入職・異動・その他の事由によりコンプライアンス教育の対象者となったとき
- ② コンプライアンス教育の内容等を見直したとき
- ③ その他、コンプライアンス推進責任者が必要と判断したとき

#### 4. コンプライアンス教育の内容

- ① 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ（動画・資料）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)  
あるいは、公募機関等が指定するコンプライアンス教育用 e-learning 教材等

#### 5. コンプライアンス教育の未受講者に対する方策

コンプライアンス推進責任者は、未受講者に対して、随時コンプライアンス教育を受講するよう指導する。未受講者を発生させない。

#### 6. 理解度の把握方法

コンプライアンス教育実施後、理解度アンケートを回収する。

#### 7. 理解度が低い受講者に対する方策

- ① コンプライアンス教育の再受講
- ② 個別の補足説明

#### 8. 理解度の把握結果の活用方法

不正防止対策やコンプライアンス教育内容の見直しに活用する。

## Ⅱ. 誓約書の提出

### 1. 提出を求める対象者

- ① 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（非正規職員を含む）

### 2. 提出を求める時期、回数

- ① コンプライアンス教育を受けたとき
- ② その他、コンプライアンス推進責任者が必要と判断したとき